

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の見直し

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

消費税インボイス制度導入に伴う経過措置(本来仕入税額控除の対象とならない免税事業者等からの仕入れであっても仕入税額相当額の80%・50%を控除できる制度)について、特に適用限度額は設けられていなかったが、経過措置対象となる課税仕入れの額に上限(一免税事業者等につき年間10億円まで)が設けられることとなった。

(2) 内容

一免税事業者等につき年10億円を超える部分の課税仕入れについては、インボイス制度導入に伴う80%控除・50%控除の経過措置の適用が認められなくなる。(年10億円を超える部分の課税仕入れについては、仕入税額控除の適用不可。)

(3) 適用時期

2024(令和6)年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

(4) 影響

免税事業者等から多額の課税仕入れがある場合、仕入税額控除の適用をまったく受けられない部分が生じる可能性がある。特に金額が高額となる建物等の仕入れがある場合は留意が必要である。

(5) 実務上の留意点

「課税仕入れの額の合計額10億円」は、消費税相当額を含めた金額(=課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)10億円)か、税抜10億円か、法案を確認する必要がある。

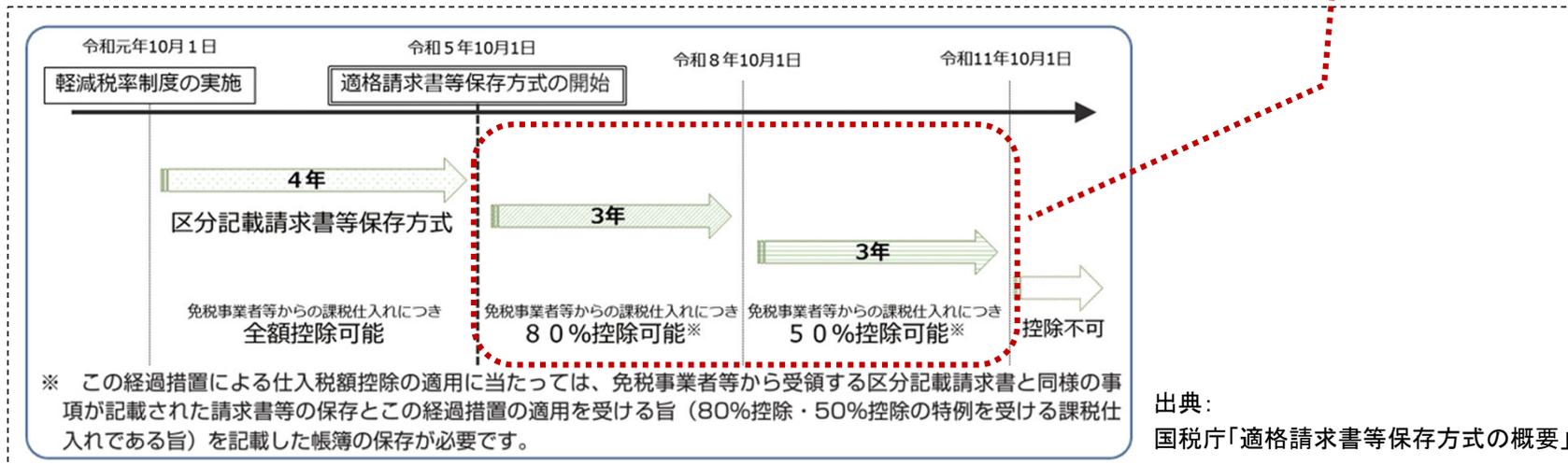
2. 改正の趣旨・背景

2023(令和5)年10月に開始した適格請求書等保存方式(インボイス制度)においては、免税事業者や消費者など、適格請求書(インボイス)発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができないが、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

【免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の概要】

経過措置期間	一定割合
2023(令和5)年10月1日～2026(令和8)年9月30日の3年間	仕入税額相当額の80%
2026(令和8)年10月1日～2029(令和11)年9月30日の3年間	仕入税額相当額の50%

今年度改正で経過措置対象となる
課税仕入れの額に上限額設定
一免税事業者等につき年10億円まで



このインボイス制度導入に伴う経過措置について適用限度額は特に設けられていなかったが、経過措置対象となる課税仕入れの額に限度額(一免税事業者等につき年間10億円まで)が設けられることとなった。

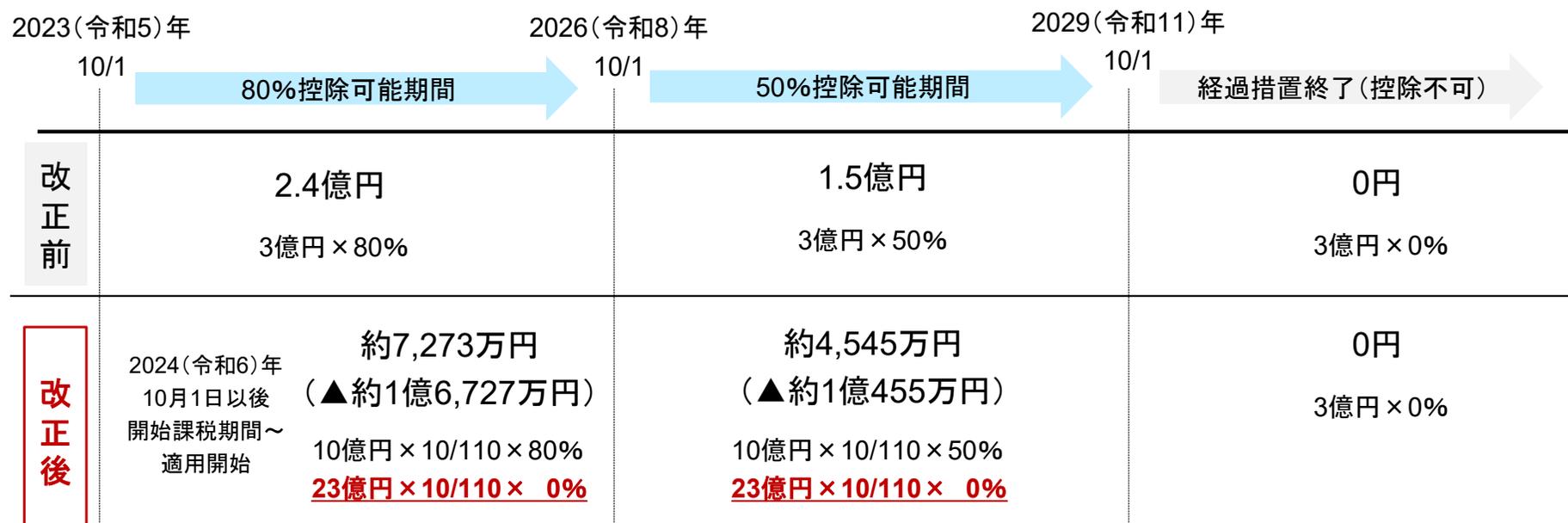
3. 改正の内容

一の免税事業者等(免税事業者や消費者など、適格請求書(インボイス)発行事業者以外の者)からの課税仕入れの額の合計額が年又は事業年度で10億円を超える場合、その超えた部分の課税仕入れについては、インボイス制度導入に伴う経過措置(80%控除、50%控除)の適用が認められなくなる。つまり、**一免税事業者等につき年10億円を超える部分の課税仕入れについては経過措置期間中であっても仕入税額控除の適用をまったく受けることができなくなる。**

(例)免税事業者A社から年間(1事業年度)33億円の課税仕入れがあった場合の仕入税額控除額のイメージ

課税仕入れに係る消費税額 : 33億円 × 10/110(※) = 3億円

※消費税率、地方消費税率の合計



10億円を超える部分の課税仕入れに係る消費税額 × 経過措置による控除割合(80%または50%)分、仕入税額控除額が減少する。
※計算上、課税仕入れの額の合計額10億円は消費税相当額を含むものと仮定。

4. 適用時期

2024(令和6)年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

【個人】

2025(令和7)年1月1日～2025(令和7)年12月31日の課税期間から適用

【法人】(例)3月決算法人の場合

2025(令和7)年4月1日～2026(令和8)年3月31日の課税期間から適用